

駒牽の貢上数と焼印に関する一考察

——『新撰年中行事』の記載を中心に——

佐藤 健太郎

はじめに

第一章 貢上数について

駒牽を研究する上で重要な史料の一つとして『政事要略』がある。『政事要略』には、駒牽の儀式次第や実施例などが記載され、また他の儀式書にはみられない牧ごとの焼印についての記述もみられる。^①このように『政事要略』は、駒牽について貴重な情報を有しているが、駒牽を載せる巻二二・二三には良質な古写本がなく、^②現在流布している新訂増補国史大系本の記載には、やや難解な部分が存在する。

近年、藤原行成による『新撰年中行事』が伝存していたことが紹介された。^③『新撰年中行事』にも駒牽に関する記述があり、その記述によって今まで難解であった『政事要略』の記述の内容を正しく理解することが可能となった。以下、主に『新撰年中行事』に依りながら、駒牽の貢上数と焼印について若干の考察を試みたいと思う。

貢上数について考える前に、まず【史料1】を例にして『新撰年中行事』の記載内容を見ておきたいと思う。

【史料1】『新撰年中行事』下、秋、八月

（〈 〉は細字双行注であることを示す。丸数字は筆者が付け加えた。）

十五日牽信濃勅旨諸牧御馬事、へ^①式六十疋、へ元八十疋、^②官字、^③

^③山鹿、塩原、岡屋、宮處、平井豆、埴原、大室、猪鹿、大野、萩倉、笠原、新治、高位、長倉、塩野、

合十五牧

①「式六十疋、元八十疋、」は、貢上数についての記載である。信濃勅旨諸牧の「式六十疋」という貢上数については、『延喜左右馬寮式』年貢条に六十疋とみえるから、この「式」が『延喜式』であることを意味している。②「官字」は、③の諸牧で用いられる焼印の文字である。③にみえる牧名は、この日に駒牽を行う牧である。

以上、『新撰年中行事』の記載内容についてみてきたが、まず①の貢上数の記載について考察を加えていきたい。『新撰年中行事』では「式六十疋、元八十疋」とみえ、「式六十疋」と「元八十疋」を併記している。『政事要略』にも「諸牧六十、元八十」とある。⁽⁴⁾「式六十疋」は先に述べたように「延喜式」の貢上数であり、「元八十疋」という記載は、「延喜式」より以前の「式」、つまり「弘仁式」・「貞観式」に規定された貢上数という可能性があるように思われる。

この「元八十疋」について考える上で興味深いのが、『史料2』である。

【史料2】『政事要略』所引『西宮記』八月十五日牽信濃勅旨御馬事

…左右各取若干疋、へ八十疋、廿疋、六十疋、十疋、五十疋、六疋、可先取也、…

駒牽において馬寮に分給される馬数には、貢上される馬の総数によつて違いがあった。例えば、貢上された馬の総数が八十疋であれば、二十疋が馬寮に分給される。同様に総数が六十疋であれば十疋が馬寮に分給され、総数が五十疋であれば六疋が馬寮に分給されることになつていた。

以上のことをふまえて、『史料3』を検討したい。

【史料3】『日本三代実録』貞観九年（八六七）八月十五日条

十五日辛巳、天皇御紫震殿、閲信濃国貢駒、令左右馬寮

扨取各廿疋、賜親王已下、参議已上及左右近衛中少将、左右

馬寮頭助等各一疋、例也、

清和天皇が紫震殿に出御して信濃国駒を閲覽し、左右馬寮に二十疋を分給し、親王以下参議以上・左右近衛中少将・左右馬頭助以上に各

馬一疋を賜つた。

注目したいのは、馬寮に分給された馬数が二十疋であった点である。馬寮に分給された二十疋という数を【史料2】でみた貢上数と馬寮に分給された馬数との関係にあてはめると、馬寮に二十疋の馬が分給される場合の貢上数の総数は八十疋である。馬寮に二十疋の御馬を支給したことから、貞観九年の信濃国の駒牽の総数は八十疋であつたと思われる。したがつて、「元八十疋」との記述は、貞観九年にまで遡る貢上数と想定できる。

それでは、この「元八十疋」は、『弘仁式』・『貞観式』のいずれに規定された貢上数であつたのだろうか。『弘仁式』の編纂は桓武朝に始められたが、その後中絶し、嵯峨朝に至つて再開され、弘仁十一年（八二〇）四月二十一日に撰進された。⁽⁵⁾『弘仁式』は、完成したもののその内容に不備があり、その後も編纂作業は引き続き行われて、天長七年（八三〇）十一月十七日に施行された。『貞観式』は、貞観五年（八六三）以前から編纂が開始され、貞観十三年（八七一）八月二十五日に撰進され、同年十月二十二日に施行された。【史料3】の貞観九年は、『貞観式』が施行される以前であるから、「元八十疋」という貢上数は『貞観式』の貢上数ではなく、『弘仁式』に規定された貢上数であつたと考えられる。

『新撰年中行事』には、【史料1】以外にも「元〇疋」という記載が、以下の【史料4】・【史料6】にみえる。

【史料4】『新撰年中行事』下、秋、八月

七日牽甲斐国勅旨御馬事、へ延式云、真衣野、相前両牧卅疋、へ元五十疋、元五十疋、…

【史料5】『新撰年中行事』下、秋、八月

十七日牽^三甲斐国穗坂御馬^二事、へ式卅疋、年来廿疋、へ元卅疋、
粟字、
右、

宣行之、符到奉行、

左中弁藤原朝臣

左少史酒井勝

延喜九年十月一日

【史料6】『新撰年中行事』下、秋、八月

廿五日牽^三武蔵立野御馬^二事、へ式、諸牧卅疋、後加^三十疋、石
川、小川、由比、官字、式、立野廿疋、元十五疋、今加^三五疋、
繫飼十疋、毎年十月以前牽貢、へ路次之國不^忘秣^蕪牽夫、
右、

【史料1】にみえた「元八十疋」は『弘仁式』の貢上数である可能
性が高いが、注意しなければならないのが、「元〇疋」という記載が
必ずしも『弘仁式』の貢上数であるとは限らないことである。【史料

5】穂坂牧は、元は後院が領有する牧であったが、九世紀末から十世
紀初めに勅旨牧に転入された牧であった。【史料6】立野牧も、延喜

九年（九〇九）十月一日に勅旨牧に転入された牧であった。したがっ
て、穂坂牧・立野牧は『弘仁式』に規定された勅旨牧ではなく、穂坂
牧・立野牧にみられる「元〇疋」の貢上数は、『弘仁式』の貢上数で
はない。

それでは、立野牧の「元十五疋」という記載は、どのような意味を
もつのであろうか。立野牧が勅旨牧に転入される際に、次の太政官符
が下されている。

【史料7】『政事要略』卷三三、年中行事、八月下

太政官符武蔵国司

立野牧為^三勅旨^二并以^三八月廿五日^二定^中入京期^上事、

右、右大臣宣、奉^レ勅、件牧宜^レ為^三勅旨^二、即蔭孫藤原道行充^三其
別当^二、毎年令^レ勞^三飼十五疋御馬^二、合期牽貢者、国宜^レ承知、依^レ

右の太政官符によって、立野牧は勅旨牧に転入されることになり、

それに伴い立野牧別当に蔭孫藤原道行が充てられた。八月二十五日が
入京期日とされ、貢上数は十五疋と定められた。つまり、立野牧にみ
られる「元十五疋」は勅旨牧に転入された当初の貢上数のことであ
る。立野牧の「式、立野廿疋、元十五疋、今加^三五疋、^二」という記載
の意味は、『延喜式』での貢上数は二十疋であるが、元の貢上数は十
五疋であり、後に五疋が加えられたと解せられる。穂坂牧の「元卅
疋」も、同様に穂坂牧が勅旨牧に編入された当初の貢上数を意味して
いると思われる。

それらのなかで【史料4】「七日甲斐国勅旨御馬事」の真衣野・柏
前牧にみえる「元五十疋」には検討すべき余地がある。【史料4】の
「延式、真衣野、相前^兩牧卅疋、^二」は、『延喜左右馬寮式』年貢条のこ
とであり、「元五十疋」は『延喜式』以前の「式」に規定された貢上
数と考えられる。ただ、真衣野牧・柏前牧の駒牽についての初見記事
は承平六年（九三六）であり、『延喜式』以前の駒牽の様子を具体的
にうかがえる史料はみあたらない。また、真衣野牧・柏前牧の設置時
期に關しても明らかではない。以上の理由から「元五十疋」が、『弘
仁式』・『貞観式』のいずれの貢上数であるかは、決めがたいのであ
る。

甲斐国には『弘仁式』段階ですでに勅旨牧が置かれていたが、『弘
仁式』段階で成立していた牧名は不明である。『延喜式』では、甲斐

国には勅旨牧として真衣野牧・柏前牧・穂坂牧の三牧が置かれていたことがみえる。三牧のうち穂坂牧は九世紀末から十世紀初めに勅旨牧に編入された牧であり、『弘仁式』が編纂された時点において勅旨牧ではないが、真衣野牧・柏前牧は『弘仁式』段階で勅旨牧として成立していた可能性がある。『延喜左右馬寮式』御牧条を詳細に検討された川尻秋生氏は、真衣野牧・柏前牧が『弘仁式』に規定されていた勅旨牧であったと指摘されている。以上のことから、真衣野牧・柏前牧は、『弘仁式』が編纂された頃にはすでに成立していたと思われる。【史料4】真衣野牧・柏前牧にみえる「元五十疋」は、『弘仁式』に規定された貢上数であったと考えられる。

第二章 焼印について

厩牧令駒犢条によると、公的な牧で飼養される馬牛には、「官」字の焼印が捺されることになっていた。

【史料8】厩牧令駒犢条

凡在_レ牧駒犢、至_二歳_一者、毎年九月、国司共_二牧長_一对、以_二官字_一印、印_二左髀上_一、犢印_二右髀上_一、並印_二詔、具録_二毛色齒歳_一、為_二簿_一、一通留_レ国為_レ案、一通附_レ朝集使、申_二太政官_一、毎年九月に国司が牧に赴いて、牧長とともに二歳の駒・犢に「官」字の焼印が捺される場に立ち会うことになっていた。焼印を馬牛に捺す目的は、その馬牛の所有を示すことであり、延暦十五年（七九六）二月二十五日太政官符からは、百姓までが焼印を用いていたことが知られる。

【表1】『政事要略』にみえる焼印

式日	牧名	焼印
8月7日	甲斐国勅旨諸牧 〔真衣野牧・穂坂牧〕	
8月13日	武蔵国秩父牧	未
8月15日	信濃国勅旨諸牧 〔山鹿牧・塩原牧・岡屋牧・宮處牧 ・平井豆牧・埴原牧・大室牧・猪鹿 牧・大野牧・萩乃倉牧・笠原牧・高 位牧〕	官
8月17日	甲斐国穂坂牧	栗
8月20日	武蔵国小野牧	扨
8月23日	信濃国望月牧	牧
8月25日	武蔵国勅旨諸牧 〔石川牧・小川牧・由比牧〕	官
	武蔵国立野牧	
8月28日	上野国勅旨諸牧 〔利刈牧・有馬嶋牧・治尾牧・拝志 牧・久野牧・市代牧・大藍牧・塩山 牧・新屋牧・小栗田牧・平沢牧〕	官
	上野国封有牧	春

『政事要略』には勅旨牧（御牧）¹³ごとの焼印が記載されており、『政事要略』にみえる焼印をまとめたのが、次の【表1】である。山口英男氏は、『政事要略』にみえる焼印の大半が「官」であることから、御牧が従来から存在する令制本来の牧を御牧に転入させることによつて設定され、「官」字以外の焼印を持つ御牧は、新設御牧か私的性格の強い既存牧（後院牧等）から転入されたものであったと考えられている。¹⁴

『政事要略』にみえる焼印の記載は、勅旨牧の成立過程を考える上で重要であるが、『政事要略』には小野牧の「扨」のように難解な部分がある。

『新撰年中行事』にも、同様に焼印の記載があり、『新撰年中行事』

【表2】『新撰年中行事』にみえる焼印

式日	牧名	焼印
8月7日	甲斐国勅旨諸牧 〔真衣野牧・穂坂牧〕	
8月13日	武蔵国秩父牧	朱
8月15日	信濃国勅旨諸牧 〔山鹿牧・塩原牧・岡屋牧・宮處牧 ・平井豆牧・埴原牧・大室牧・猪鹿 牧・大野牧・萩倉牧・笠原牧・新治 牧・高位牧・長倉牧・塩野牧〕	官
8月17日	甲斐国穂坂牧	栗
8月20日	武蔵国小野牧	松
8月23日	信濃国望月牧	牧
8月25日	武蔵国勅旨諸牧 〔石川牧・小川牧・由比牧〕	官
	武蔵国立野牧	
8月28日	上野国勅旨諸牧 〔利刈牧・有馬嶋牧・治尾牧・拜志 牧・久野牧・市代牧・大藍牧・塩山 牧・新屋牧〕	官
	上野国有封牧	春

にみえる焼印をまとめたのが【表2】である。【表1】と【表2】を比較すると、『政事要略』と『新撰年中行事』には以下の相違がみられる。

- ① 秩父牧の焼印の文字を、『政事要略』は「未」とするが、『新撰年中行事』は「朱」とする。
- ② 穂坂牧の焼印の文字を、『政事要略』は「栗」とするが、『新撰年中行事』は「粟」とする。
- ③ 小野牧の焼印の文字を、『政事要略』は「扨」とするが、『新撰年中行事』は「松」とする。

秩父牧は、本来朱雀院が領有した牧であったが、承平三年（九三三）四月二日に勅旨牧に編入された¹⁵⁾。秩父牧の焼印については、『政

事要略』では「未」とあり、その意味が判然としなかったが、『新撰年中行事』によって、秩父牧の焼印の文字は「未」ではなく、「朱」であったことが判明した¹⁶⁾。このことから秩父牧の焼印の文字である「朱」は、秩父牧が勅旨牧に編入される以前に、秩父牧を領した朱雀院の「朱」を用いたものと考えられるようになった。

秩父牧の例から、焼印の文字にはその牧が勅旨牧に転入される以前に、その牧を領有した院の名称の一字が用いられている可能性をみいだすことができるように思われる。『新撰年中行事』において焼印に「官」字以外の文字を用いるものには、「朱」〔秩父牧〕・「栗」〔穂坂牧〕・「松」〔小野牧〕・「牧」〔望月牧〕・「春」〔有封牧〕がある。望月牧の「牧」字からは、勅旨牧に転入される以前に望月牧を領した院を推測しがたいが、穂坂牧・小野牧・有封牧については、それぞれの焼印の文字から三牧を領した院を想定することができる。

武蔵国小野牧は、承平元年（九三二）十一月一日に勅旨牧に転入された¹⁷⁾。小野牧の焼印は「松」字である。「松」の字を院の名称に持つものとして、松本院があげられる。

【史料11】『続日本後紀』天長十年（八三三）三月甲午条
甲午、天皇遷_レ自_二東宮_一、権御_二松本院_一、遣_レ使解_二閨門警固_一、

仁明天皇が、東宮より遷御した院として松本院がみえる。小野牧は松本院が領有した牧であったと考えられる¹⁸⁾。その後には、陽成上皇が領有するところになったようである。

【史料12】『日本紀略』延喜十七年（九一七）九月七日条

七日癸丑、陽成院以_二武蔵国小野牧卅疋_一引進給、天皇御_二仁寿殿_一御覽之後、十八疋返_二奉彼院_一、

陽成上皇は、小野牧の御馬卅疋を醍醐天皇に奉進し、醍醐天皇が仁寿殿に出御して御覧じた後に、十八疋の御馬を陽成院に返奉した。小野牧と陽成上皇とのつながりから、小野牧は勅旨牧に編入される以前には陽成上皇が領する牧であったと考えられている。⁽¹⁹⁾ また、『江談抄』第二、雑事に「陽成院、被_レ飼_二卅疋御馬_一事」とあるほど、陽成上皇が多くの馬を有していたことが知られている。陽成上皇が所有して多くの馬を飼養することができた背景には、当時陽成上皇が所有していた冷然院領の諸牧の存在を考えられており、川尻秋生氏は小野牧も冷然院領の牧であったと指摘された。⁽²⁰⁾ 以上のことを整理すると、小野牧をはじめ松本院が領有する牧であったが、後に松本院から離れて冷然院が領有することになり、承平元年に勅旨牧へ転入されたということになる。

次に甲斐国穂坂牧についてみておきたい。

【史料13】『政事要略』所引『西宮記』勸物

同十年八月十七日、甲斐穂坂御馬卅疋牽進、而上卿不_レ候、仍於_二綾綺殿前_一奉_レ覽之後、為_レ覽走之遲速、御_二南殿_一令_レ馳、此日御馬三疋、被_レ奉_二仁和寺_一、一疋給_二東宮_一、

【史料14】『政事要略』所引『西宮記』勸物

延喜五年八月廿日、天晴、貢_二穂坂御馬卅疋_一、即被_レ奉_二中六条院_一、御覧了、又被_レ返奉、大納言仲平着_二長楽門外東掖床子座_一、令_レ取_二御馬_一、如_レ例、へ東宮亮牽_二分御馬_一行_二版路_一、

延喜十年(九一〇)八月七日に穂坂牧の御馬三十疋が牽かれてくると、御馬三疋を仁和寺に奉進している。当時、宇多上皇は仁和寺に居しており、宇多上皇のもとに穂坂御馬が奉進された。延長五年(九二

七)八月二十日に穂坂牧の御馬は、まず中六条院に奉じられ、当時中六条院に居す宇多上皇が御馬を御覧じた後に、醍醐天皇に御馬が返されて、その後引き分けが行われている。【史料13】・【史料14】からは、穂坂牧と宇多上皇との間の密接なつながりが確認でき、穂坂牧は勅旨牧に編入される以前には、宇多上皇が領した牧であったと考えられている。⁽²²⁾

さて、穂坂牧の焼印の文字は「粟」であり、「粟」字を用いる院としては、「粟田院」があげられる。⁽²³⁾

【史料15】『扶桑略記』元慶三年(八七八)五月四日条

四日癸巳、太上天皇遷_レ自_二清和院_一、御_二粟田院_一、即是右大臣藤原朝臣基経之山莊、在_二鴨水東_一也、太上天皇留_二心於空寂之門_一、到_二屣於清閑之境_一、出_二彼桂殿_一、入_二此松庭_一、

【史料16】『日本三代実録』元慶五年(八八一)三月十三日条

十三日辛酉、勅曰、山城国愛宕郡粟田院、元是太政大臣藤原朝臣之山莊也、太上天皇趣_二其清閑_一、暫駐_二仙蹕_一、遂於_二此地_一、出家落髻、仍為_二道場_一、額曰_二円覚寺_一、

粟田院は、元々藤原基経が鴨川の東に有していた山莊であった。この山莊に修造が加えられて院となり、清和上皇が清和院より粟田院に遷履した。清和上皇は、同月八日に粟田院において落飾入道し、粟田院は道場となり、円覚寺と号するようになった。そして、清和天皇は元慶四年十二月四日に円覚寺において崩御した。穂坂牧は、牧として成立した当初には粟田院領の牧であったが、粟田院が円覚寺に転じるなどの変化を経たのちに宇多上皇に領されることになったと考えられる。

以上、「松」「粟」の焼印の文字から、勅旨牧に編入される以前にこれらの牧を領有していた院について想定してきたが、「春」字についてはやや複雑な問題があるので、章を改めて検討したい。

第三章 有封牧⁽²⁴⁾の焼印「春」字と春日院

『新撰年中行事』の記載では、上野国有封牧の焼印の文字が「春」字であったとされるが、『政事要略』の記載をもとにした従来の研究では、「春字」を焼印の記載とはみなしていない。まず、当該部分の『政事要略』を引用しよう。

【史料17】『政事要略』卷二三、年中行事、八月下

廿八日上野勅旨御馬事、へ殿上侍臣并小舎人隔年給_レ之、延喜七、八年例、頻年給_レ之、小舎人不_レ拜、左、小舎人、官字、諸牧五十、へ懸_三卅、繫_二廿、へ利刈、有馬嶋、治尾、⁽²⁵⁾拜志、久野、市代、大藍、塩山、新屋、封有、へ春字、へ小栗田、平沢、已上十四牧、へ従来の研究では、「封有」の下に書かれた細字の「春字」を（はるな）と読んで一つの牧として、榛名山麓地域に置かれた牧と推定されている。⁽²⁶⁾ そのように考えられたのは、「已上十四牧」という記述に依るところが大きいように思われる。『政事要略』には、『延喜式』にみえる九牧以外に「封有、へ春字、へ小栗田、平沢、」を載せて最後に「已上十四牧」と記述する。ところが、実際には『政事要略』は十二牧しか載せておらず、十四の牧名を挙げていないのである。不足を補うために「封有」の細字である「春字」を「春字牧」としてみても十三牧であり、結果的には十四牧には届かない。したがって、「春字」

を（はるな）と読んで一つの牧とする説は、説得力にけるものといわざるをえない。次に当該部分の『新撰年中行事』をあげよう。

【史料18】『新撰年中行事』下、秋、八月

廿八日牽_二上野勅旨御馬事、へ式卅疋、五十疋、繫_二飼廿疋、へ件繫_一飼解文、上覧之後、外記返給、且給_二主当右馬寮、令_レ取不_レ奏_レ之、へ

利刈、有馬嶋、治尾、拜志、久野、市代、大藍、

塩山、新屋等也、但有封牧、以_三春字_二云々、

『新撰年中行事』には、『延喜式』にみえる利刈牧から新屋牧までの九牧を列挙した後に「但有封牧、以_三春字_二云々、」とある。その意味は有封牧のみの焼印が「春」字であり、有封牧の焼印が他牧の焼印と異なっているということであろう。有封牧以外の焼印については『新撰年中行事』にみえないが、【史料17】には「官字」とあり、有封牧以外の牧の焼印は「官」であったと想定される。したがって、『政事要略』の「封有」の下の細字で書かれた「春字」は、有封牧の焼印の文字について書かれたものであり、その意味は他の諸牧の焼印の文字が「官」であるのに対して、有封牧のみが「官」字ではなく、「春」字の焼印であったことを示していると考えられる。

以上の考察によつて、「春」字が有封牧の焼印に関する記載であることが確かめられた。「春」の字を名称に用いるものとして、まず春宮坊があげられる。しかし、春宮坊もしくは皇太子が用いる御馬を飼養する主馬署が、牧を有していたことを示す史料はみあたらない。皇太子の御馬の調達方法については、職員令集解主馬署条朱説に「乗馬者此亦大司馬分受、常此司飼養耳者、」とあり、大司馬つまり馬寮か

ら御馬を支給されるものであったという。もし、春宮坊あるいは主馬署が独自の牧を保有していたならば、主馬署が馬寮から御馬を支給される必要はないように思われる。したがって、有封牧が春宮坊の領有する牧であったとは考えにくい。

次に「春」の字を名称に用いた院として光仁天皇皇女酒人内親王の「春日院」があげられる。

【史料19】『性霊集』巻四

為酒人内公主遺言、一首

吾告式部卿、大藏卿、安勅三箇親王也、猶子之義、礼家所貴、所以取三箇親王、以為男女、慎終之道、一任三子、追福之斎、存日修了、若事不得已者、於春日院、轉七七經、周忌則東大寺、所有田宅林牧等類、班充三箇親王、及眷養僧仁主、自外随勞、分給家司僕婦等、而已、亡姑告、

弘仁十四年正月廿日

【史料19】は、酒人内親王が空海に依頼して作成された遺言状であり、酒人内親王は七七の経を春日院において転じ、周忌を東大寺にて行うようにと三親王に託している。

酒人内親王は、父を光仁天皇（白壁王）、母を井上内親王にもつ人物である（系図参照）。母の井上内親王は聖武天皇第一皇女であり、養老五年（九三五）九月乙卯に齋王に卜定され、神龜四年（七二七）九月壬申に伊勢へ下向した。齋王退下後に井上内親王は白壁王（光仁天皇）に嫁ぎ、他戸親王・酒人内親王を産んだ。宝龜元年（七七〇）十月己丑朔に白壁王が即位し、井上内親王も十一月甲子に立后された。しかし、宝龜三年（七七二）年三月癸巳に巫蠱に坐して廢后

され、宝龜六年（七七五）四月己丑に他戸親王とともに卒去した。

井上内親王の娘である酒人内親王も、宝龜三年（七七三）十一月己丑に齋王に卜定され、宝龜五年九月己亥に伊勢へ下向した。酒人内親王は齋王を退下した後に、異母兄である桓武天皇の妃となり、朝原内親王をもうけている。

酒人内親王が周忌を行う場として選んだ東大寺は、聖武天皇の御願によつて建立された寺であり、酒人内親王はその聖武天皇の孫にあたる。また、酒人内親王と東大寺の間には、酒人内親王の血統以外にも深い関わりがあったことが知られる。酒人内親王は、弘仁九年（八一八）三月二十七日に、弘仁八年四月甲寅に薨去した娘の朝原内親王が所有した經典・所領・装束などを朝原内親王の遺詔にしたがつて東大寺に施入している。また、酒人内親王の薨伝に「常於東大寺行万燈之会、以為身後之資、緇徒普之」とあり、酒人内親王が東大寺において万燈会を行っていたことが知られる。

以上のように酒人内親王と東大寺との間には深いつながりがみられ、酒人内親王が「周忌則東大寺」と述べたのには、酒人内親王が東大寺を建立した聖武天皇につらなる人物であったことやその血縁によつた生前の酒人内親王と東大寺との関わりに基づいているといえよう。

次に七七の経を講じる場とされた「春日院」について考えていきたい。この「春日院」については、日本古典文学大系『三教指歸・性霊集』の頭注に「興福寺（今の奈良市登大路町）。南都七大寺の一。法相宗の本山」と説明されているが、春日院を興福寺とすることにについては疑問が残る。興福寺と酒人内親王との間には、酒人内親王と東大

寺の間にみえたようなつながりは確認できないのである。酒人内親王が死後の法要を行う場所にゆかりの薄い興福寺を選択したとは想像しがたい。したがって、『性霊集』にみえる「春日院」は、興福寺のことではなく、酒人内親王が所有する院であったのではないだろうか。

春日院が酒人内親王の所有する院であったと推定することと関連して、春日離宮や東大寺所領の春日庄との関わりについて触れておきたい。⁽³¹⁾

古代の春日の地は、古くから天皇家と強いつながりを有する土地であり、春日には春日離宮・高円離宮・施基親王の春日宮・長屋王の春日宮などの宮が宮まれた。⁽³²⁾春日離宮の存在は、和銅元年（七〇八）九月己酉に元明天皇が当宮に行幸したことから知られる。また、藤原宮跡・平城宮跡から出土した木簡や天平勝宝二歳（七五〇）二月二十四日官奴司解からは春日村に居住する奴婢が確認される。これらの奴婢は、春日村に居住して、春日離宮をはじめとして藤原宮・平城宮に出仕したと考えられている。⁽³³⁾

春日庄は、天平勝宝八歳（七五六）に東大寺に勅施入されて成立した庄園である。⁽³⁶⁾当地が東大寺に施入された目的は、天平勝宝八歳五月二日に崩御した聖武太上天皇の菩提をとむらうためであり、正暦二年（九九一）三月十二日付「大和国使牒」によると、当庄は聖武天皇の国忌御斎会の料田に充てられていた。⁽³⁷⁾

さらに、春日庄については次のような記述がある。

【史料20】寛弘九年（一〇一一）八月二十七日付「東大寺所司等解」

…抑件庄者、聖霊御宇之時別宮也、…

春日庄は、聖霊、つまり聖武天皇の時の別宮が置かれていた地であ

るといのである。この別宮の名称については不明であるが、別宮が置かれていた土地が東大寺に施入されて春日庄となったことから、この別宮は春日離宮のことと考えられている。ただ、聖武天皇と春日離宮とのつながりを示す史料は残されていないが、『万葉集』にみえる聖武天皇とゆかりの深い高円離宮が春日離宮と同一の宮と考えられており、この別宮は春日離宮（高円離宮）のことと考えて差し支えないようである。⁽³⁹⁾

以上のことをまとめると、春日離宮は和銅二年以前に成立し、元明天皇・聖武天皇などが当宮に行幸した。天平勝宝八歳五月二日に聖武太上天皇が崩御すると、その冥福を祈って春日離宮や離宮に附属する周辺の土地が東大寺に施入されて、春日庄となったということになる。

次の【史料21】の内容も春日庄の成立を考える上で興味深い。

【史料21】延暦八年（七八九）六月十五日付「勅旨所牒」⁽⁴⁰⁾

勅旨所牒東大寺三綱

地耆町参段、へ在春日酒殿東院、天平勝宝八歳図所載、へ

牒、被内侍司典侍從四位上和氣朝臣宣備、依件図所載之數

施入東大寺、三綱承知、依宣勘受、便可牒報、今、以レ状

牒、々至准状、故牒、

延暦八年六月十五日

勅旨所牒によれば、天平勝宝八歳図に載せる所の数に依って、地一町三段を東大寺に施入したという。

角田文衛氏は、右にみえる「天平勝宝八歳図」を「東大寺山堺四至図」であるとし、「春日酒殿東院」を春日神社の神地の東隣の境域

(空閑地)と解されている。⁽⁴⁾つまり、東院を空閑地とされて、建物群とみなされていない。一方、吉川真司氏は、「天平勝宝八歳図」を大治五年(一一三〇)三月十三日付「東大寺諸国庄々文書并絵図等目錄」にみえる文図のこととされ、「春日酒殿」を春日離宮の施設とみなされている。⁽⁴²⁾吉川氏が指摘されたように「春日酒殿」は春日離宮の施設のことであるように思われる。

【史料20】などによつて春日離宮やその周辺の土地の全てが東大寺に施入されたと思われてきたが、【史料21】からは延暦八年にいたつてもなお一町三段の土地が東大寺に施入されずに天皇家の私領として残されていた現状がしられる。したがって、天平勝宝八歳に春日離宮全体が東大寺に施入されたと必ずしも考える必要はなく、春日離宮や離宮に附属する土地の一部は東大寺に施入されずに残されていたとみなすことができよう。

そこで考えてみたいのが、酒人内親王の春日院と春日離宮との関わりである。酒人内親王の春日院はこの春日離宮の一部や施基親王の春日宮を伝領したものであったのではないだろうか。酒人内親王は、春日離宮(高円離宮)と深いつながりを有する聖武天皇の孫であり、また春日宮天皇と称された施基親王の孫にもあたる。二人の祖父はいずれも春日の地に宮を有した人物であり、酒人内親王が春日院を所有するに至った背景には、二人の祖父が有した春日の宮の存在を考慮にいれた方がよいように思われる。⁽⁴³⁾

最後に、再び【史料19】に話を戻したい。「性霊集」の最後の部分に注意すべき記述がみられる。酒人内親王が自らの死後の所領処分について述べた部分に、所領の一つに牧があげられており、酒人内親王

家が牧を有していたことが確認される。以上のことをあわせて考えると、「春」字を焼印に用いる有封牧は、かつては酒人内親王家の「春日院」に所属する牧であったと想定されよう。有封牧の焼印の「春」字は、「春日院」の「春」字を用いたものであったと考えられる。また、酒人内親王の春日院には、施基親王の春日宮や聖武天皇の春日離宮を伝領して成立した可能性があることから、有封牧は春日宮や春日離宮が領有した牧であったという推定も成立する余地があるように思われる。

おわりに

以上、「新撰年中行事」にみえる記載について検討を加えてきた。本稿で述べたことをまとめると、次のようになる。

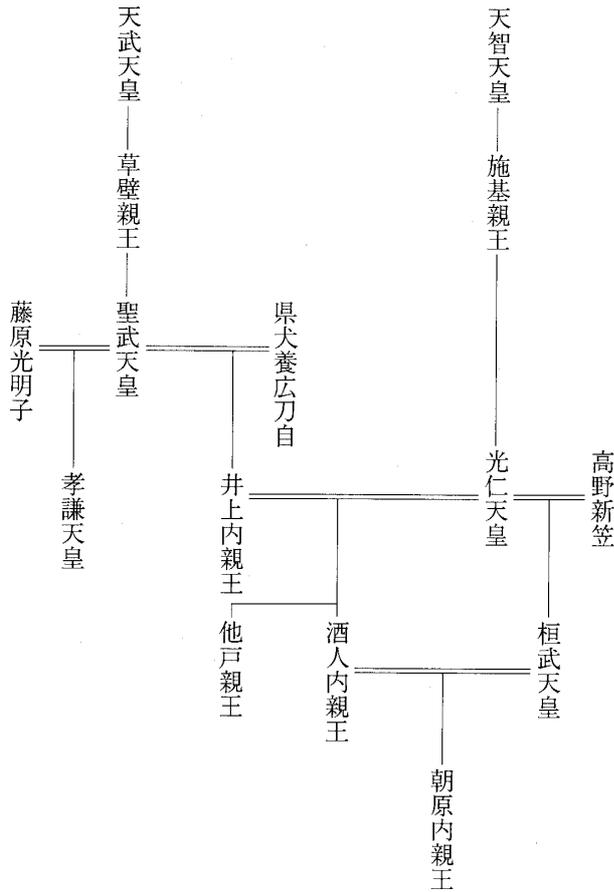
(一)『新撰年中行事』には御馬の貢上数について「〇疋、元〇疋」という記載が四カ所ある。「〇疋」は『延喜式』の貢上数であることから、「元〇疋」はそれ以前の式に規定された貢上数である可能性がある。八月七日の甲斐勅旨御馬事にみえる「元五十疋」・十五日の信濃勅旨御馬事の「元八十疋」は、『弘仁式』の貢上数であると思われる。穂坂牧・立野牧にもそれぞれ「元卅疋」・「元十五疋」とあるが、これらの記載は両牧が勅旨牧に編入された当初の貢上数であったと考えられる。

(二)『新撰年中行事』にみられる焼印には、「官」字と「官」字以外の「朱」「秩父牧」・「牧」「望月牧」・「粟」「穂坂牧」・「松」「小野牧」・「春」「有封牧」がある。秩父牧の例から、焼印の文字には馬寮の勅

旨牧に編入される以前にその牧を所有していた院の名称の一字を用いた可能性が考えられる。穂坂牧の焼印の「粟」字から穂坂牧は粟田院が領有した牧であったと思われる、焼印に「松」の字を用いられた小野牧は、はじめ松本院が領する牧であったと想定される。

(三)「春字」については、『政事要略』をもとにした従来の研究では、「春字」を焼印の文字とはみなさず、「春字」(はるな)と読んで榛名山麓に置かれた牧名の記述と考えられてきた。しかし、『新撰年中行事』の記載からそのように考えることが妥当ではなく、「春」字が有封牧の焼印の記載であることが明らかになった。「春」字の焼印を用いる有封牧は、酒人内親王の春日院領の牧であったと思われる。

【系図】



酒人内親王の春日院は、施基親王の春日宮や聖武天皇の春日離宮との関わりが想定され、有封牧は春日宮や春日離宮が領有する牧であったという可能性が考えられる。

以上、『新撰年中行事』の駒牽記事にみえる貢上数・焼印について検討を加えてきた。大方のご批判とご叱正をお願いする。

註

- (1) 『政事要略』にみえる焼印については、西岡虎之助「武士階級結成の要因としての『牧』の発展」『史学雑誌』四〇―三・五・七・八、一九二五年。のち『莊園史の研究』上、岩波書店、一九五三年に再録)、山口英男「八・九世紀の牧について」『史学雑誌』九五―一、一九八六年、「駒牽の基礎的考察」『古代史研究』六、一九八七年。のち「八月駒牽」と改題して『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年に再録)、川尻秋生^①「院と東国―院牧を中心にして―」(千葉歴史学会編『古代国家と東国社会』高階書店、一九九四年。のち『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年)、川尻秋生^②「御牧制について―貞観馬寮式御牧条の検討を中心として―」『山梨県史研究』七、一九九九年。のち『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年に再録)などがある。また、発掘調査に伴い出土した焼印についてまとめられた研究に高島英之「古代の焼印についての覚書」『古代史研究』一一、一九九二年。のち「古代の焼印」と改題して『古代出土文字資料の研究』(東京堂出版、二〇〇〇年に再録)がある。

- (2) 『政事要略』の写本については、押部住周「政事要略の写本に関する基礎的考察」(『広島大学学校教育学部紀要』二一五、一九八二年)を参照。

- (3) 西本昌弘「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について―伝存していた藤原行成の『新撰年中行事』―」『史学雑誌』一〇七―二、一

九九八年)。

- (4) 『政事要略』卷二三、年中行事、八月下
十五日牽信濃勅旨御馬事、 、此中有二十五牧、左、官字、
諸牧六十、元八十、
山鹿、塩原、岡屋、宮處、平井豆、埴原、大室、猪鹿、大野、萩
乃倉、笠原、高位
- (5) 『弘仁式』・『貞觀式』の撰進・施行などについては、虎尾俊哉『延喜式』(吉川弘文館、一九六九年)、鎌田元一『弘仁格式の撰進・施行について』(大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』、吉川弘文館、一九七六年)、川尻秋生『弘仁格抄』の特質(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下、吉川弘文館、二〇〇一年。のち『日本古代の格と資材帳』吉川弘文館、二〇〇三年に再録)などを参照。
- (6) 川尻秋生④論文三九二・三九三頁。また、大日方克己氏は穂坂牧が勅旨牧に編入された時期を延喜四年から同十年頃とされている(大日方克己註(1)論文一四〇頁)。
- (7) 『政事要略』卷二二、年中行事、八月に「七日牽甲斐勅旨御馬事、
真衣野、日枚也、柏前、左主当、」とあるが、『政事要略』には、
『新撰年中行事』にみられる「元五十疋」の記載がみられない。前田育徳会尊経閣文庫所蔵『西宮記』大永本、卷三、八月、駒牽事、勘物には「七日甲斐国真衣野 柏前、卅疋、元五十、左主当、」とあり、『新撰年中行事』と同様に「元五十疋」を載せる。
- (8) 『本朝世紀』天慶元年(九三八)八月七日辛巳条に「天慶元年八月七日、辛巳、天晴、是日、甲斐国真衣野、柏前両牧御馬廿疋牽進、
于時左馬寮申云、件牧御馬、去承平六年牽進、」とあり、承平六年に真衣野牧・柏前牧の駒牽が行われたことがみえる。『楞叢抄』駒引、人々不参に「承平元八七、甲斐、監牧不参、付右兵志之貫、無例事也、」とあり、式日や甲斐国からの駒牽であることを考慮すると、真衣野牧・柏前牧の駒牽であると思われるが、本稿では真衣野牧・柏前牧の駒牽であると明記した『本朝世紀』の記載を初見記事とした。

- (9) 『弘仁主税寮式』断簡
凡諸国牧馬入京路次飼秣者、甲斐、武蔵等国、正別日四把、信濃、上野等国一束、並日行一駅、遣父馬亦准此、其長率馬者、不在此限、
- (10) 『延喜左右馬寮式』御牧条
- (11) 川尻秋生⑤註(1)論文三三六九頁。
- (12) 『類聚三代格』卷十七、延暦十五年二月二十五日太政官符
左右馬寮の所管牧は、『延喜式』では「御牧」とされ、『西宮記』・『政事要略』などでは「勅旨牧」とされている。以上のように史料によつては、御牧とも勅旨牧とも記載されているが、御牧と勅旨牧は同一のものであり、本稿では「勅旨牧」を用いた。
- (13) 山口英男註(1)論文二七・二八頁、三〇・三一頁註(24)。
- (14) 『政事要略』卷二二、年中行事、八月下、八月十三日武蔵秩父御馬事秩父牧については、上田直鎮『平安中期の武蔵国司』(『府中市史史料集』一三、一九六六年。のち『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四年に再録)一五八頁〜一六〇頁、大日方克己註(1)論文一四六・一四七頁、川尻秋生④註(1)論文三八四〜三九一頁、などが言及している。
- (15) 磯貝正義「総説」『山梨県史』資料編三、二〇〇一年、二五頁。また、『山梨県史』資料編三には、「駒牽関係史料」(山口英男編)が収められており、『新撰年中行事』も収録されている。
- (16) 『政事要略』卷二十三、年中行事、八月下、八月廿八日武蔵小野御馬事松本院以外にも、「松」の字を院の名称に持つものとして、松院がある。『日本三代実録』貞観十六年(八七四)四月十九日条に「丑刻、淳和院失火、是夜淳和太皇太后御素車出宮、避火災於松院、在院西南、」とあり、淳和院の火災に際して淳和太皇太后正子内親王が淳和院の西南にあった松院に避難している。本条からは松院が淳和院内にあったことがしられ、淳和院内にある松院が独自に牧を保有したとは考えにくい。
- (17) 大日方克己註(1)論文一四七頁。川尻秋生④註(1)論文三八七

三八九頁。

- (20) 川尻秋生^①註(1) 論文三八九頁。
- (21) 川尻秋生^①註(1) 論文四一六頁註(37)
- (22) 大日方克己註(1) 論文一四八頁。川尻秋生^①註(1) 論文三九二・三九三頁。
- (23) 『拾芥抄』下、諸寺部に「円覚寺、へ北白河、」とみえ、円覚寺つまり粟田院は北白河にあったという。粟田院の所在地などについては、角田文衛氏が粟田寺を検討される過程で考証されている(角田文衛「北白川廃寺の諸問題」(檀原考古学研究所編『日本古文化論攷』(吉川弘文館、一九七〇年。のち『王朝の残映』東京堂出版、一九九二年再録)。
- (24) 『政事要略』では「封有」とするが、本稿では『新撰年中行事』にみえる「有封」とした。
- (25) 国史大系本『政事要略』の頭注に「沼、原作治、摠延喜式改」とある。国史大系本『延喜左右馬寮式』御牧条に「沼尾」とあることから『政事要略』では「治」を「沼」に改めたという。しかし、良質な写本とされる土御門本『延喜式』には「治尾」として「ハリオ」とふりがなをふっている(館蔵史料編集会編『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書』歴史編 第十八巻へ延喜式七〇一四三頁)。「新撰年中行事」も「治尾」とする。以上のことから「沼尾」ではなく、「治尾」が正しいと思われる、本稿では、「治」とした。土御門本『延喜式』の評価については、田島公氏の研究を参照した(田島公「土御門本『延喜式』覚書」門脇禎二編『日本古代国家の展開』下、思文閣出版、一九九五年)。
- (26) 前沢和之「上野国の馬と牧」(『群馬県史』通史編二、一九九一年)五九六・五九七頁。高島英之「古代上野国の牧」(山梨県考古学協会編『古代の牧と考古学』二〇〇一年)九九頁。
- (27) 三親王のうち、当時式部卿・大藏卿の任にあった親王については『日本後紀』の逸失によって明らかにしたいが、『性霊集便蒙』が引用する「歴代集」によれば、式部卿は佐味親王のことであり、大

藏卿は万多親王のことである。

- (28) 『平安遺文』一四四号。弘仁九年三月廿七日酒人内親王家施入帳(以下、施入帳とする)。「施入帳」は、第五回正倉院展に出陳された。『展示目録』には、「施入帳」の図版が収録され、「施入帳」に関する解説が加えられている(奈良国立博物館編『第五回正倉院展示目録』二〇〇三年。五二・三頁)。また、「施入帳」の伝来については、堀池春峰氏によって検討がなされている(堀池春峰「二月堂炎上と文書聖教の出現」(『書陵部紀要』二二、一九七〇年。のち『南都仏教史の研究』上、法蔵館、一九八〇年に再録)。ただし、堀池氏や『展示目録』の説明では、酒人内親王が桓武天皇との間に朝原内親王・安勒内親王・万多親王・佐味親王を産んだとされているが、酒人内親王の妻子は朝原内親王のみである。【史料19】『性霊集』によると、三親王(安勒内親王・万多親王・佐味親王)は酒人内親王の妻子ではなく、猶子であったことがしられる。
- (29) 『東大寺要録』巻十、雜事章之余。
- (30) 日本古典文学大系『三教指歸・性霊集』(岩波書店、一九七七年)二五六頁註(18)。
- (31) 春日離宮・春日庄などについては、永島福太郎「春日国・春日郷・春日庄」(『大和文化研究』五一・二、一九六〇年)、赤松俊秀「東大寺領大和国春日荘について」(『仏教史学』一一・一、一九六三年。のち『古代中世社会経済史研究』平楽寺書店、一九七三年に再録)、堀池春峰「春日離宮」(田山方南先生華甲記念会「田山方南先生華甲記念論文集」一九六三年。のち『南都仏教史の研究』下、法蔵館、一九八二年に再録)、石上英一「官奴婢について」(『史学雑誌』八〇一・一〇、一九七二年)、丸山幸彦「天平勝宝八年六月勅施入庄・所群の性格と機能」(『古代東大寺庄園の研究』溪水社、二〇〇一年)などの研究がある。
- (32) 天智天皇第七皇子の施基親王は、宝亀元年十一月甲子条(六日)に追尊されて「春日宮天皇」と称されたことや『延喜諸陵寮式』(陵墓条に「春日宮御宇天皇」)にみえることから、春日宮に居していたと

考えられる。『万葉集』に収録される施基親王が薨去した際の挽歌(二三〇〜四)には、高円山や御笠山が詠み込まれており、施基親王の春日宮がこの付近にあったと推測される。また、長屋王家木簡からは長屋王も春日の地に宮を所有していたことが知られる(奈良文化財研究所『平城京木簡』二、解説、木簡番号二四二六、二〇〇一年)。春日離宮と高円離宮については後述する。

(33) 奈良県教育委員会『藤原宮』釈文木簡一・一三、一九六九年。奈良国立文化財研究所『藤原宮』二、解説、木簡番号七八七、一九八〇年。奈良国立文化財研究所『平城宮』一、解説、木簡番号一七〇、一九六九年。

(34) 『大日本古文書』(編年文書) 三三三五九〜三七四頁。

(35) 春日村に居住する奴婢については、神野清一④「日本古代奴婢論―その編成と労働形態を中心に―」(『古代学』一六一、一九六九年。のち「官奴婢の存在と職掌」と改題して『日本古代奴婢の研究』名古屋大学出版会、一九九三年に再録)、神野清一⑤「官奴婢制成立」(『律令国家と賤民』吉川弘文館、一九八六年)、石上英一註(29)論文、鬼頭清明「藤原宮の奴婢木簡について」(『木簡研究』一、一九七九年。のち『古代木簡の基礎的研究』塙書房、一九九三年)などを参照。

(36) 正暦二年三月十二日付「大和国使牒」に「…謹檢旧記、件庄本願聖靈天平勝宝八年十二月十二日勅施入也、…」とみえることから、春日庄は天平勝宝八歳十二月十二日に東大寺に勅施入されたと考えられきたが、丸山幸彦氏は大治五年三月十三日付「東大寺諸国庄々文書并絵図等目録」にみえる「一通文図へ載」春日、清澄、飛驒、猪名、水成瀬、天平勝宝八歳十二月十三日、との記載から、大和国使牒にみえる天平勝宝八歳十二月十二日は文図が作成された年月日であり、春日庄が東大寺に施入されたのは、他の庄・所などが施入された天平勝宝八歳六月の頃と推測されている(丸山幸彦註(31)論文一六三頁)。

(37) 『平安遺文』二一三四七号。正暦二年三月十二日付「大和国使牒」

(38) 『平安遺文』二一四六八号。寛弘九年八月二七日付「東大寺諸司等解」

(39) 春日野は高円野ともよばれた丘陵地であり、当時の貴族の遊行地であった。聖武天皇は神龜四年正月に春日野において打毬を催し(『万葉集』九四八・九)、天平八年には高円野にて遊狩を行っている(『万葉集』一〇二八)。そして、聖武天皇崩御後には、「依興各思」高円離宮処、「作歌五首」として、天平宝字二年に大伴家持や大臣清麻呂らが聖武天皇の遺徳を詠んだ歌のなかに高円離宮がみえる(『万葉集』四五〇六・四五一〇)。高円離宮は、聖武天皇を偲ぶよすがとなるほど、聖武天皇と深いつながりを有する離宮であったと考えられる。高円離宮と春日離宮が同一の宮であったことを積極的に示す史料は見あたらないが、春日野が高円野とよばれたことから同じ地域に二つの宮を別個に置いたとは考えにくく、春日離宮と高円離宮は同一の宮であったとみなされている。

(40) 『平安遺文』一〇一四八九七号。延暦八年六月十五日付「勅旨所牒」

(41) 角田文衛「勅旨省と勅旨所」(『古代学』一〇一・三・四、一九六二年。のち「律令国家の展開」塙書房、一九六五年)三六六・七頁。

(42) 吉川真司「東大寺山堺四至図」(金田章裕・石上英一・鎌田元一・原永遠男編『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年)五七八頁註(13)。

(43) 酒人内親王自身も春日の地と深いつながりを有していた。酒人内親王は齋王に卜定された後に伊勢へ下向するまでの約二年間を「春日齋宮」にて過ごしている。「春日齋宮」は潔齋するための場であり、またそれに伴う祭祀が執り行われたと考えられる。吉川氏は春日離宮において祭祀が執り行われた可能性を指摘されており、祭祀を執り行える点については春日離宮と春日齋宮は共通しており、春日離宮と春日齋宮との関わりも想定できるように思われる。

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)